

令和8年度「学びあい・つながりあう」生涯学習社会づくり支援事業募集要領

(公財)三重県文化振興事業団では、県内各地域で生涯学習の振興を目指し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学びたいときに学ぶことができ、学んだことが認められ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を推進するため、県内の団体および市町(以下、「各団体」という)が企画実施する事業に対して、その経費の一部を助成します。

1. 募集期間

令和8年1月9日(金) ～ 令和8年2月20日(金) [必着]

※募集期間終了後に一括で審査を実施いたします。

2. 応募の方法

助成金交付申請書(第1号様式)、事業計画書(第2号様式)、収支予算書(第3号様式)を添付して、(公財)三重県文化振興事業団宛てに申請してください。

3. 助成対象団体

本県の生涯学習社会の実現に向けて取り組む各団体

※特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を主な目的とする団体でないこと

4. 助成対象事業

各団体が主催する事業(講座、啓発イベントなど)で、次の要件を満たすもの

(1) **生涯学習社会づくりの視点を持った事業であること**

(いつでも、だれでもが学び、その成果を地域などに活かすことができる事業)

(2) **自立的継続性・発展性があり事業・活動の成果を将来に活かしていくことができるものであること**

(3) **魅力的で、だれでもが学びやすい事業であること**

(4) **報償費(謝金)が事業総額の50%以下であること**

※団体または住民同士が「学びあい・つながりあう」ことを意識し、連携・協働して実施する事業が望ましい。

※事業終了後、みえ生涯学習ネットワーク総会にて事例を紹介いただきます。

※新規申し込み団体(未採用を含む)を優先します。

5. 助成額

事業費として上限20万円を助成します。

6. 助成対象経費

項 目	内 訳
会場運営費	会場使用料(施設・設備)、設営撤去費、展示補助、その他
宣伝費・印刷製本費	広告宣伝費、看板作成費、チラシ・ポスター印刷費、配布資料等作成費、その他
謝金・旅費・通信費	講師謝金、宿泊費、託児謝金、手話・要約筆記謝金、通信連絡費、その他
記録費	録画・録音費、写真費、その他
保険料	ボランティア保険料、その他
その他	その他事業の企画、実施に特に必要と認めた経費

※ 飲食費(交際費・接待費・打ち上げ費等)、事業の規模からあきらかに突出した消耗品費、物品購入費は助成対象外となります。

7. 助成活動の対象となる期間

令和 8 年4月1日(水)から令和 9 年2月28日(日)まで

8. 決定の通知

募集期間終了後、申請内容を審査の上、助成の可否について書面にて通知します。

9. 助成金の請求について

助成対象活動完了後に提出してもらった実績報告書(第 9 号様式)、事業報告書(第 10 号様式)、収支報告書(第 11 号様式)を審査した上で、当方から助成金交付確定通知書(第 12 号様式)を送付します。原則として、その確定通知書に基づいて助成金交付請求書(第 13 号様式)により行うものとします。なお、真に必要と認められる場合、別途、概算払い請求手続きにより、一部概算払い請求を行うことができます。

10. 実績の報告

事業実施後30日以内に、実績報告書を作成・提出していただきます。

事業実施後、みえ生涯学習ネットワーク総会にて事例紹介いただきます。

11. その他

助成対象となった支援事業を実施する際には、当事業団から助成を受けている旨をチラシ・ポスター、配布資料等に明示してください。

【例】 公益財団法人三重県文化振興事業団(三重県生涯学習センター) 助成事業

助成 : 公益財団法人三重県文化振興事業団(三重県生涯学習センター)